

市会議案第 1 2 号

吹田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 5 月 3 1 日提出

吹田市議会議会運営委員会委員長 奥谷 正実

吹田市条例第 号

吹田市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

吹田市議会委員会条例（昭和 38 年吹田市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 2 項中「9 人」を「10 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

吹田市議会委員会条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(議会運営委員会の設置等)</p> <p>第 3 条の 2 -----略-----</p> <p>2 議会運営委員会の委員 (以下「議会運営委員」という。) の定数は、<u>9</u>人とする。</p> <p>3 -----略-----</p>	<p>(議会運営委員会の設置等)</p> <p>第 3 条の 2 -----略-----</p> <p>2 議会運営委員会の委員 (以下「議会運営委員」という。) の定数は、<u>10</u>人とする。</p> <p>3 -----略-----</p>